

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ライフサポート愛（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員等の別を問わず、次の区分により全職員を特定加算金の支給対象職員とする。

- (1) ①グループは、介護主任のみとする
- (2) ②グループは、介護主任を省く全介護職員とする
- (3) ③グループは、介護職員を省くその他の職員とする

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算金の算定額に相当する金額以上の賃金を、法人が次項の要領で定めた額とする。

2 特定加算金の支給は、前条の①グループの職員の一人平均の賃金改善が月額8万円に達するか賃金の年額が440万円に達するまでは、①グループのみに特定加算金を支給するものとする。

3 前条の②グループの特定加算金の支給は、①グループの職員の一人平均の賃金改善が月額8万円に達するか賃金の年額が440万円に達した場合、超過した特定加算金を①グループの支給総額の2分の1の範囲内で支給するものとする。

4 前条の③グループの特定加算金の支給は、②グループの支給総額が、①グループの支給総額の2分の1を超過した場合、超過した特定加算金を②グループの支給総額の2分の1の範囲内で支給するものとする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年2回の賞与（夏季・冬季）の中で介護職員等特定処遇改善加算手当として賞与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、賞与支給基準日（夏季6月1日、冬季12月1日）に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、介護福祉士の資格を有するとともに、介護職経験をおおむね10年（介護福祉士の受験が可能となる学科のある学校等の在籍期間を含む）を有する介護主任とする。

(賃金改善に伴う事業主負担法定福利費等の増額分の支出)

第7条 特定加算金の支給に伴う賃金の増額に対する事業主負担分の法定福利費等は、特定加算金に含めることができる。

(その他)

第8条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する